

## ❖ 工房使用時の服装についての注意

◎下記の工房では、工房使用時の安全を確保するための基本的な服装が必要です。

金属加工室、金属工房、木材加工室、木彫工房、ガラス工房、構造実験室、陶芸工房、塗装乾燥室、総合組立アトリエ、プラスチック加工室、クレイモデル室

### 服装の基本的条件として

- 1 動きやすく、何かに引っ掛かったり、巻き付いたりしないものであること。
- 2 作業着の素材は綿を主体とした引火性の弱いものであること。
- 3 爪は切っており、長い髪は後ろで束ねること。
- 4 滑りにくい靴を着用すること。

以上の条件を具体的に示したものを下記に示します。また、これらの条件に適合せず著しく危険な服装であったり、教員や助手の注意に従わない場合は、工房の使用を禁止します。

#### 爪は切っており

作業がしにくいばかりでなく、生爪をはがす等の危険がある。作業を妨げる恐れのある指輪等の着用は不可。

#### 原則として手袋は着用しない

基本的に工房においては、手袋の着用はしないものとする。特に木工機械やボール盤、旋盤等の機械類を扱う場合は絶対に着用してはならない。(ただし作業内容によって着用を求められる場合があるので、工房ごとの注意を確認すること)

#### 作業しやすい服装であること

木綿製(綿100%)の物が望ましい。ツナギのように上下が一体でも、また別れた物でも動きやすければどちらでも良い。ズボンは足のスネが隠れる長さ以上のものとし、シャツはズボンの中にしまうこと。前掛け等すそがひらひらする物は着用不可。

機械に巻き込まれないよう、すそはひらひらしていないこと  
スカートは不可



#### 長い髪は後ろで束ねること

火が燃え移ったり機械に巻き込まれないよう、長髪の場合は一つに束ね、髪が眼にかかるような場合はバンダナや帽子等で押さえること。

専用のメガネやマスクを着用すること  
粉塵が舞い上がる場合や有機ガスが発生する場合は、専用の防具を必ず着用すること

ネックレスや指輪、リストバンド等のアクセサリー類ははずすこと

機械に巻き込まれないよう、シャツの袖はひらひらしていないこと  
ボタン止めをすること

#### 作業に適した靴であること

靴底やヒールが高い物、滑りやすい物、脱げやすい物は避けること。運動靴、ワークブーツあるいはこれらに準ずる物であればよい。サンダル類、裸足は不可。